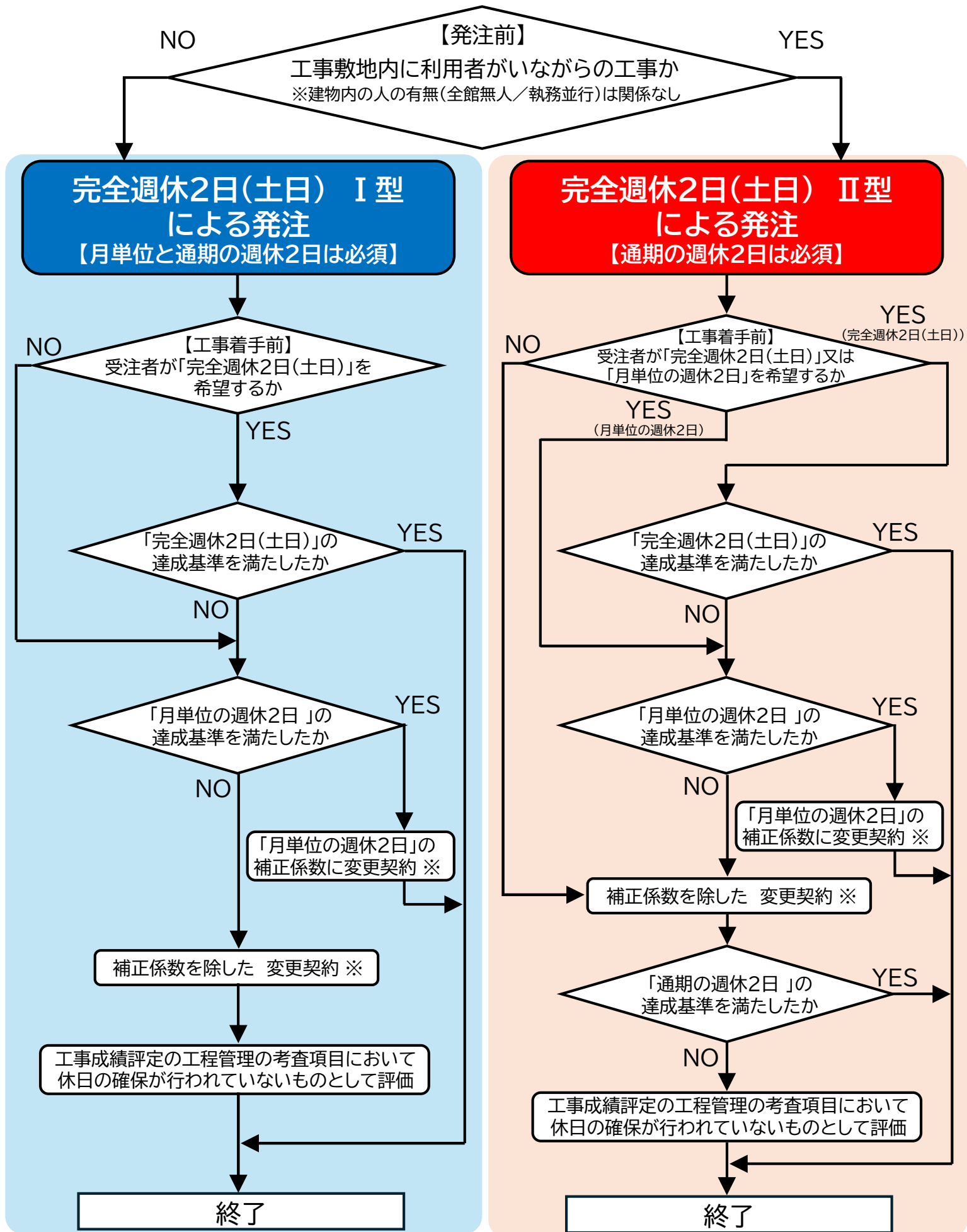


(R7.10月～)

さいたま市営繕工事における週休2日促進工事 手続きフロー

週休2日の達成に関わらず、工事着手前に提出された「【様式1】休日取得計画・実績報告書」が週休2日の取得を前提としていない場合は、工事成績評定の工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価。



※ 補正係数の変更時期については、契約締結後に直近の変更契約がある場合、その時点で変更すること。